

花巻市浄化槽設置整備事業補助金手続き 注意事項

1. 申請

- ・ 申請人槽の確認（ただし書き適用条件の確認）

既存住宅で補助金を利用し、7人槽浄化槽を新たに設置しようとする場合、ただし書き適用条件確認が必要となります。ただし書き適用条件が利用可能な場合は7人槽分の補助金申請であっても5人槽分の補助金が支給される場合があります。

- ・ 確認には“浄化槽処理対象人員算定調書”を利用してください。

（令和2年度より花巻市ホームページに掲載予定）

- ・ 申請書類

浄化槽設置整備事業補助金交付申請書に記載された書類を添付して申請を行う。

- （7）浄化槽の設置に要する費用を記載した見積書等の写し

全体金額のみでなく、工事内容の分かる内訳明細書等をつけること。

- （15）浄化槽機能保証制度に関する保証登録証（市町村用）

当該制度に登録していない場合は不要。

- （17）納税証明書その他市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないことを証する書類（市内に住所地を有している場合）

市在住でない場合は不要。

条件が当てはまる場合は以下の書類も必ず添付すること。

○浄化槽処理対象人員算定調書

申請浄化槽が既存住宅に設置するただし書き適用条件を利用した5人槽、利用しない7人槽、利用できない7人槽の時に必ず添付すること。

○債権者登録申請書

補助金の支払いは原則口座振込となるので、振込先の口座情報が花巻市に登録されていない場合は、申請書と合わせて、債権者登録申請書も必ず提出すること。

2. 浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

- ・ 申請書類、内容に問題がなければ1週間程度で決定通知書が発行される。
- ・ 申請業者へ電話等で連絡が来るので、通知書受け取りに行くこと。

3. 浄化槽設置工事

- ・ 「花巻市浄化槽の設置及び維持管理に関する条例施行規則第3条・第4条（別紙参照）」及び、「浄化槽法第4条第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準」に基づいて工事を行うこと。
- ・ 労働安全衛生法を遵守し、工事中の安全を確保すること。

- ・コンクリートは、所要の強度になるように適切な養生期間をとること。
- ・立会について

令和2年度からは完了検査のみ、立会確認するものとします。また、縄張り確認、漏水検査については完了検査時に書類で確認するものとします。

※工事看板のご協力をお願い

浄化槽設置整備事業補助金について市民の方へ広く知っていただくため工事の際、工事看板を立てていただくよう、お願いいたします。(人目のつく位置)

4. 申請内容に変更が生じた場合

- ・事前に下水道課へ協議のうえ、浄化槽設置整備事業変更(中止・廃止)承認申請書(変更が生じた日から15日以内)を提出すること。
- ・浄化槽設置整備事業変更(中止・廃止)承認申請書に添付する書類は変更内容に関するものを添付すること。

変更内容

添付書類

(例1) 浄化槽設置位置

図面一式

(例2) 工事期間

日付に関連する書類(計画書、契約書等)

5. 浄化槽設置整備事業補助金交付請求書の提出

- ・工事完了後、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書を提出すること。(完了検査前に事前提出する場合は日付を入れず、立会完了確認後に記入する。)
- ・浄化槽設置整備事業補助金交付請求書の住所は住所変更を行っていない場合は、申請時の住所と合わせること。
- ・提出書類

○施工状況確認表(チェックシート)

任意のものを使用してよい。参考:施工状況確認表(例)

○施工状況写真

工事着工前、完了後を撮影すること。その際、浄化槽整備士と浄化槽工事業者標識を中心に工事を行う場所の周辺状況(地面・家屋等)撮影すること

各工程・状況確認がわかるように、必要に応じて複数枚撮影すること。**施工状況確認表(例)で赤字にしている部分**を確認できる写真を必ず載せること。